

和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の概要

1. 条例制定内容

生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）第3条の規定（300㎡以上500㎡未満）に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する基準を最小値の300㎡以上と規定するものです。

2. 条例の整備による効果

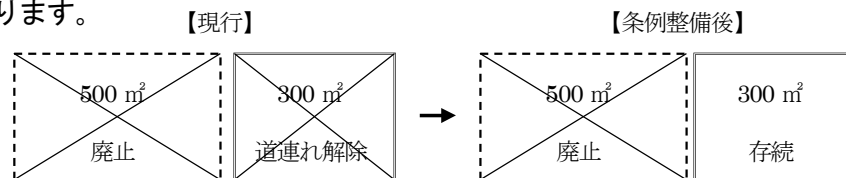
①新たな生産緑地地区の増加

これまで面積要件を満たしていなかった農地が生産緑地地区の指定対象となるため、新たな生産緑地地区の増加につながります。

②既存の生産緑地地区の保全

既に指定されている生産緑地地区において、複数の所有者の土地で一団を形成している場合、その所有者の一部の方に生産緑地地区を廃止する要件（主たる農業従事者の死亡等）が生じたとき、残存する土地の面積が500㎡未満となる場合は、当該土地も生産緑地地区が廃止されてしまいます（これを「道連れ解除」と呼んでいます。）。

このような道連れ解除を可能な限り防止することによって既存の生産緑地地区の保全につながるようになります。



3. 施行日

令和2年4月1日（令和2年3月定例会で議案上程）